

事業調整積立金の取扱いの見直し方針について

平成16年度第1回定期総会において決議された、協議会における資金収支差額の会計処理を以下のとおり変更する。

- ① 収入と支出の差額について、事業調整積立金とする。
- ② 事業調整積立金については、翌年度の負担金に充当するものとする。
- ③ 事業終了など、協議会側の事情により脱退した団体の事業調整積立金については、終了年度に当該事業の事業調整積立金とし、翌年度に積立金取崩収入とする。積立金取崩収入の脱退団体分については、翌年度の当該団体の負担金全体で調整する。
- ④ この取扱いは、平成23年度の会計処理から適用する。

(参考) 平成16年第1回総会決議

- ① 収入と支出の差額について、事業調整積立金とする。
- ② 事業費相当分については、翌年度の負担金に充当するものとする。
- ③ 事務費相当分については、不測の事業に伴う支出に備え留保するものとする。